

低入札価格調査要綱

(平成18年12月28日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札により工事又は製造についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の第1項又は第167条の10の2第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者又は予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申し込みをしたものを調査のうえ、落札者としなない時の手続等及びその後の施工に際しての監督、点検方法等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約権者 仙台市市立病院事務決裁規程（平成元年仙台市病院規程第2号）に定める請負契約の締結に係る決裁権者又は専決権者をいう。
- (2) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。
- (3) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。
- (4) 低入札価格調査 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて行う調査をいう。
- (5) 調査基準価格 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格をいう。
- (6) 失格基準 予定価格が特例政令適用基準額未満の案件に係る低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、落札者としなない場合の基準をいう。
- (7) 失格基準価格 失格基準に該当する場合の基準となる価格で、予定価格の工事費構成費目ごとに設定するものをいう。
- (8) 特別重点調査 予定価格が特例政令適用基準額以上の請負契約に係る低入札価格調査において、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて特に重点的に行う調査をいう。
- (9) 特別重点調査適用基準額 特別重点調査を行う場合の基準となる価格で、予定価格の工事費構成費目ごとに設定するものをいう。
- (10) 機器費 単体又はその他の付属品と組み合って、一つの機能を発揮できる機器等の費用をいう。
- (11) 直接工事費 工事目的物を造るために直接必要とする費用をいう。
- (12) 共通仮設費 各工事種目に共通の仮設に要する費用をいう。

- (13)現場管理費相当額 工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用（現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (14)一般管理費等 工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用をいう。
- (15)低価格入札 調査基準価格を下回る入札をいう。
- (16)低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- (17)最低価格入札者 調査基準価格を下回り、最低の価格で入札を行った者をいう。
- (18)契約事務委員会 仙台市市立病院契約事務に関する審査委員会規程（平成18年仙台市病院規程第21号。以下「委員会規程」という。）第1条に規定するものをいう。
- (19)監督員 仙台市立病院請負工事監督要綱（平成12年3月22日管理者決裁。以下「監督要綱」という。）第2条第2項に規定するものをいう。
- (20)総括監督員 監督要綱第2条第3項に規定するものをいう。
- (21)施工体制台帳 建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳をいう。
- (22)施工計画書 工事着手前に工事請負者が作成する工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等について定めた計画書をいう。
- (23)下請契約書 下請契約に係る建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面をいう。
- (24)下請通知書 建設業法第24条の7第2項に規定する通知を書面にしたものという。
- (25)工事コスト 発注工事の施工に要する費用の内訳をいう。

（対象とする契約）

第3条 この要綱は、競争入札により、予定価格5億円以上の工事（単価契約に係るものを除く。）又は予定価格500万円以上の製造の請負契約（以下「対象契約」という。）を締結しようとする場合について適用する。

2 対象契約について、当該契約に係る仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第20号。以下「契約規程」という。）第5条に規定する一般競争入札の公告又は施工令第167条の12第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知において、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

（調査基準価格等）

第4条 調査基準価格は、本院の予定価格の算出の基礎となった直接工事費に100分の97を乗じて得た額、本院の予定価格の算出の基礎となった共通仮設費に100分の90を乗じて得た額、本院の予定価格の算出の基礎となった現場管理費相当額に100分の90を乗じて得た額及び本院の予定価格の算出の基礎となった一般管理費等に100分の68を乗じて得た額（いずれも当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、調査基準価格が、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税額相当額を控除して得た額（以下「予定価格（税抜き）」という。）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に100分の75を乗じて得た額に満たない場合

にあつては予定価格（税抜き）に100分の75を乗じて得た額とする。

- 2 失格基準価格及び特別重点調査適用基準額は、次の各号に掲げる予定価格の工事費構成費目に応じ当該各号に定める額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
 - (1) 直接工事費 本院の予定価格の算出の基礎となった直接工事費に100分の90を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費 本院の予定価格の算出の基礎となった共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費相当額 本院の予定価格の算出の基礎となった現場管理費相当額に100分の85を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等 本院の予定価格の算出の基礎となった一般管理費等に100分の63を乗じて得た額
- 3 工事の特性により、予定価格の算出において前項各号に掲げる工事費構成費目以外の費目を用いる場合及び製造についての請負の契約を締結する場合の調査基準価格、失格基準価格及び特別重点調査適用基準額は、管理者が別に定める。

（入札の執行）

第5条 入札執行者は、低価格入札が行われた時は、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 2 前項の場合（予定価格が特例政令適用基準額以上の工事請負契約案件を除く。）において、低価格入札になる入札金額のうち、工事費構成費目のいずれかが前条第2項及び第3項に規定する失格基準価格を下回る場合は、当該入札者を失格とし、落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札をした者に対し、その旨を告げるものとする。
- 3 前項の場合において、全ての入札者の入札金額が調査基準価格を下回り、かつ、入札金額のうち工事費構成費目のいずれかが失格基準価格を下回るときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。
- 4 前2項の規定による告知は、当該入札が契約規程第9条第2項の規定による書留郵便により行われた場合にあつては、入札経過表の掲示をもって代えることができる。

（低入札価格調査等の実施）

第6条 低価格入札者（前条第2項の規定により落札者とししない者を除く。以下同じ。）は、入札より契約権者が指定する日までに、誓約書（様式第1）及び次項第1号から第11号に掲げる事項に関する資料で契約権者が指定するものを契約権者に提出しなければならない。

- 2 契約権者は、低価格入札（前条第2項の規定により落札者とししない者の行った入札を除く。）が行われたときは、当該低価格入札者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、及びその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかにつき、設計担当課長と共に、次に掲げる事項について、低価格入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等により低入札価格調査を行うものとする。ただし、低価格入札者の全部について当該調査を行うことを困難とする事情があるときは、低価格入札者の一部について当該調査を行うことができる。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札金額の積算内訳
- (3) 手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 建設副産物の搬出地
- (11) 第1次下請負契約予定者名及びその契約予定金額
- (12) 経営状況 取引金融機関及び保証会社等への照会
- (13) 信用状態 建設業法違反の有無、賃金不払いの状況及び下請代金の支払遅延状況等
- (14) 本院において過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事に係る工事成績状況
- (15) 労働社会保険諸法令の遵守状況
- (16) その他必要な事項

3 前項の場合において、契約権者は、最低価格入札者について低価格調査票を作成しなければならない。

(特別重点調査の実施)

第6条の2 予定価格が特例政令適用基準額以上の工事請負契約案件において、低入札価格調査の対象者のうち、入札金額のうち工事費構成費目のいずれかが特別重点調査適用基準額を下回る者に対しては、特別重点調査を実施するものとする。この場合において、前条第2項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

- (1) 品質確保体制に関する事項
- (2) 安全衛生管理体制に関する事項

2 前項に規定する特別重点調査の対象者は、前条第1項に規定する日までに、同項に規定する資料のほか、別に契約権者が指定する資料を契約権者に提出しなければならない。

3 特別重点調査の対象者は、前項に掲げる資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

4 前2項に掲げる資料については、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、前2項に掲げる資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

5 契約権者は、第1項の規定による調査を行う場合において、設計担当課長と共に、特別重点調査対象者から事情聴取、関係機関等への照会等を行うものとする。

6 特別重点調査は、最低価格入札者のほか、複数の特別重点調査の対象者について並行して行うことができる。

7 契約権者は、最低価格入札者について低入札価格調査表に準じた特別重点調査表を作成しなければならない。

(契約権者による措置)

第7条 契約権者は、前2条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外のときは契約事務委員会に委員会規程第2条第14号に規定する調査をさせなければならない。この場合において、契約権者は、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるかどうか、又は当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるかどうかの判定は、別紙に基づき行うものとする。

(契約事務委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)

第8条 契約事務委員会は、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、及び当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるかどうかについて調査及び判定を行い、その結果を低入札価格調査結果表又は特別重点調査結果表により契約権者に提出するものとする。

2 契約権者は、前項の規定により提出された契約事務委員会の調査及び判定の結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められないときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、その履行がされないおそれがある又は著しく不適当であると認められるときは、落札者とししないものとする。

(次順位価格の入札者等の準用)

第9条 契約権者は、前条第2項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合においては、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき第6条第3項又は第6条の2第7項、第7条及び前条の規定を準用する。

2 次順位価格の入札者を落札者としない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について前項の規定を準用する。

(入札者への通知)

第10条 契約権者は、第7条、第8条第2項又は前条の規定により落札者を決定した場合は、直ちに

当該落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨の通知をするものとする。

- 2 契約権者は、第8条第2項の規定（前条により準用する場合を含む。）により、前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者を落札者とし、当該入札の申込みを行った者に対してはその理由もあわせて通知するものとする。
- 3 第1項の規定による他の入札者全員に対する通知は、前項の場合を除き、入札経過表の掲示をもって通知に代えることができる。

（契約の特約等）

第11条 契約権者は、工事請負契約案件において第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）、契約書に別記に掲げる条項を加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

- 2 第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）、当該落札者が受注した本院発注工事（共同企業体の構成員として受注した工事を含む。）のうち過去2年以内に竣工した工事又は施工中の工事に関して、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、当該落札者は、配置予定技術者とは別に建設業法第26条に定める技術者と同等の資格を有する技術者1名を当該工事に専任で配置しなければならない。

- (1) 工事成績が不良の場合（仙台市立病院検査事務要綱（平成12年3月22日管理者決裁。以下「検査事務要綱」という。）第13条の規定に基づき提出された工事成績調書の評価値が64点以下の場合をいう。）
- (2) 本院から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて契約不適合に係る損害賠償等を請求された企業
- (3) 本院から安全管理に関し、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年12月28日管理者決裁）に基づき1月以上の期間の指名停止措置を受けた企業
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

- 3 契約権者は、第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）、第6条第1項に規定する誓約書のほかに、当該落札者から当該工事の適正履行に関し誓約書を徴収することができる。

（監督体制の強化等）

第12条 低価格入札者を落札者として工事請負契約を締結したときは、当該工事について次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 施工体制等の調査

ア 監督員は、施工体制台帳及び施工計画書の記載内容が第6条又は第6条の2に規定する調査の内容と異なる場合は、その理由等について、現場代理人及び監理技術者等から確認する。

イ 監督員は、設計図書に基づく検査及び確認等を実施する際には入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工計画書及び工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかど

うかの点検を行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を確認する。

ウ 請負金額の如何にかかわらず、工事現場等における施工体制の点検要領（平成13年9月28日都市整備局長決裁に基づき、発注工事の点検を通常の2倍の頻度で実施する。

エ 総括監督員は、建設労務者への適正な賃金支払の確保等のため、工事現場等における施工体制の点検要領第14条に定める代金支払等の適正化の点検を必ず実施する。

(2) 工事コストの調査

ア 監督員は、工事費内訳調査票（一般土木工事、建築工事、建設設備工事、プラント電気工事、プラント機械工事の工事費内訳調査票をいう。以下「調査票」という。）を請負者に配付し、調査票への記載を求め、工事請負契約締結後、変更契約締結時及び工事完了時に提出させる。

イ 監督員は、提出された調査票を施工体制台帳及び下請負通知書並びに下請負契約書と比較するとともに、次に掲げる方法により聴取り調査を実施し、工事コストの実態把握を行う。

(ア) 発注者積算価格と請負者積算価格について、元請、下請毎に比較を行う。

(イ) 入札時に提出された入札金額の積算内訳書、第6条第1項の規定に基づき提出させた入札金額の積算内訳及び工事請負契約書第3条の規定に基づき提出された請負代金内訳書と調査票を比較し正しく履行されたか検証を行う。

(ウ) 工事の途中で設計変更が行われた場合には、原則として変更契約締結後7日以内に提出された変更請負代金内訳書と調査票を比較して正しく履行されたか検証を行う。

ウ 機器費を主体とする工事に関する工事コストの調査については、必要に応じて次の調査を追加して実施する。

(ア) 発注者の見積もりによる機器費と調査票に記載された機器費を調査する。

(イ) 過去2年以内に当該機器を含む工事を受注したことがある場合には、過去の案件の発注者側の見積もり時の機器費と調査票に記載された機器費との関係を当該案件と比較調査する。

（工事施工中における調査内容に疑義がある場合の措置）

第13条 前条の規定に基づく調査の結果、疑義が生じた場合は、次のとおり実施するものとする。

(1) 前条の調査の結果、不適切な点があった場合は、検査事務要綱第11条に規定する工事成績調書の記載内容に適切に反映させなければならない。

(2) 施工体制等の調査において疑義があった場合は、工事現場等における施工体制の点検要領に基づき適切に対応しなければならない。

(3) 入札時に提出された入札金額の積算内訳書、第6条の規定に基づき提出させた入札金額の積算内訳及び工事請負契約書第3条の規定に基づき提出された請負代金内訳書（変更契約時を含む。）と調査票の結果が著しく異なり入札価格等に疑義があると認められる場合には、その旨を財産管理課長に報告しなければならない。

（実施細目）

第14条 この要綱に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成19年1月1日から実施する。

附 則（平成19年4月1日改正）

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の低入札価格調査要綱は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年8月14日改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成19年8月15日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の低入札価格調査要綱は、平成19年8月17日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月1日改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成20年3月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の低入札価格調査要綱は、平成20年3月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の低入札価格調査要綱は、平成21年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日改正）

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成28年4月1日改正）

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和3年11月1日改正）

この改正は、令和3年11月1日から実施する。

附 則（令和5年3月24日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和8年6月29日改正）

（実施期日）

1 この改正は、令和8年7月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の別記の規定は、この改正の実施の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

誓 約 書

年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

また下請け業者を使う場合、下請け業者にも同法令を遵守させることを誓約します。

別紙（第7条関係）

低入札価格調査及び特別重点調査による判定基準

1 基本的考え方

- (1)地方自治法施行令第167条の10第1項に定める趣旨を踏まえ、調査の結果、次のいずれにも該当しないことを判断の基本とする。
- (ア)当該入札者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められること
- (イ)当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められること
- (2)調査は、調査対象工事単体として、入札額による履行の可否を判断するものとする。
- (3)「公正な取引の秩序を乱すおそれ」の判断にあつては、社会通念上正常な取引の関係がゆがめられることとなるような入札を排除する観点から、履行の可否を判断するものとする。

2 調査による判定基準

項	目	内 容
(1)	調査に協力しない場合	ア 低入札価格調査又は特別重点調査に関する調査資料の提出を、契約権者の定める期限までに行わない場合（契約権者等の承認を得たものを除く。） イ 契約権者等の定める期限までにアで提出した書類が整わない場合（契約権者等の承認を得たものを除く。） ウ 事情聴取に応じない場合
(2)	見積数量が適正でない場合	発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合
(3)	品質・規格が適正でない場合	材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
(4)	労務単価が適正でない場合	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合
(5)	工事費内訳書算出根拠が適正でない場合	ア 算出根拠が明確でない場合 イ 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上げ予定業者等からの聞き取りにより、工事費内訳書記載価格がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが明白である場合 ウ 下請、資材購入及び機材借上げについて、過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない場合
(6)	建設副産物の処理が適正でない場合	ア 建設副産物について、処理費用が計上されていない場合 イ 建設副産物の処理費用が計上されている場合にあつても、当該処理費用算出根拠が示されない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合
(7)	上記のほか、適正な工事の履行が行われないおそれがあると認められる場合	

別記（第11条関係）

特に定めた契約条件

第1条 受注者は、受注者及びその下請負人に対しての工事コスト及び施工計画書等についての調査及び確認について協力しなければならない。

第2条 受注者は契約変更の際に、本則第3条に規定する請負代金内訳書を変更契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。

（労働社会保険諸法令の遵守状況を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取）

第3条 受注者は、業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について、発注者からその提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

（契約の保証）

第4条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第5項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

（当初前金払）

第5条 本則第34条第1項中「10分の4以内」とあるのは「10分の2以内」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第34条第3項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替えて適用するものとする。

3 本則第34条第4項中「10分の5」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

（中間前金払）

第6条 本則第34条の2第5項中「10分の7」とあるのは「10分の5」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第7条 本則第53条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。